

第 3 章

合併の必要性と新市計画の課題

第3章 合併の必要性和新市計画の課題

1 合併の必要性

(1) 生活圏拡大への対応

1市1町は、交通網の整備の中で周辺市町村とのつながりを強めています。特に通勤通学では、東京都、千葉県及びつくば市との結びつきが強まっています。さらに、交通網の整備などにより買い物や余暇、医療などにおいても、生活行動が広域化しています。

こうした住民の日常生活行動の傾向を踏まえ、広域的な観点から共通する課題に対応した交通網整備などを進めることが必要となります。

(2) 地方分権への対応

地方分権は、福祉やまちづくりなど住民に最も身近な行政を市町村が行えるよう国の機関や県から市町村に権限を移譲することです。

地方分権が進み、国や県から市町村に権限が移譲されると、新たな事務の発生や専門的な行政判断を求められる機会が増大します。そのため、専門的な知識や資格を有する職員を確保するとともに、新たに育成するなど地方分権に対応する体制づくりが必要になります。

(3) 少子高齢社会への対応

少子高齢化は全国的な潮流であり、今後も早いペースで進むと予想されます。これに伴う高齢者福祉の需要増や生産年齢人口の減少による税収減など、新たな課題が浮上しています。

そのため、子供や高齢者が暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、子育て世代にとっても魅力あるまちづくりなどを展開するためには、行政規模のメリットをいかした組織づくりや行財政基盤の強化を図る必要があります。

(4) 財政基盤の強化

日本経済は一部に明るさが見られるものの、景気低迷の影響は大きく、国や地方の財政は非常に厳しい状態にあります。特に地方交付税や国からの補助金・負担金などが国の構造改革により削減されています。

一方で、複雑・多岐にわたる住民ニーズへの対応、国際化や高度情報化に対応したまちづくり、利便性や快適環境の創造といった新しいまちづくりの課題に対応する必要が増してきています。

そのため、合併により業務の効率化や経常的経費の削減を図るなど、財政基盤を強化する必要があります。

2 新市建設に向けた主要課題

1市1町の現況や合併の必要性、住民意向を踏まえ、新市建設に向けた主要課題を設定します。

(1) 都市基盤の整備

1市1町は、茨城県の南西部に位置する地域であり、生活行動圏域としてもつくば方面や東京・千葉方面との結びつきが強いという特徴があります。

こうしたことから、首都圏中央連絡自動車道や国道294号4車線化などの広域幹線道路整備を促進するとともに、近隣市町村と連絡する道路の整備が必要です。

また、新市としての一体性を図るための道路計画が必要になります。生活道路については、地域の実情に対応した整備が課題となっています。

公共交通については、つくばエクスプレスを利用するための利便性の向上などの取り組みが課題です。

(2) 生活環境

近年、地域の安全や下水道など身近な生活環境の整備に対する要望が強くなっています。

そのため、防災・防犯・交通安全などの対策を進めるとともに、公共下水道やごみ処理などの生活環境整備対策が重要です。また、首都圏近郊緑地保全区域¹茨城県自然環境保全区域指定などの条件をいかし、公園・緑地の整備、水と緑豊かで潤いのある環境の保全・創造などに取り組む必要があります。

(3) 保健・医療・福祉

すべての住民が安心して生活できることはまちづくりの基本であり、合併後も重要な課題です。

少子高齢化の進展とともに、医療・福祉サービスの重要度はますます高まっています。

こうした視点から、高齢者福祉や障がい者福祉、保健・医療の充実が必要です。

さらに、若い世代にも魅力あるまちとなるためには、子育て支援などの少子化対策を重視する必要があります。

(4) 教育・文化・スポーツ

1市1町は、それぞれ独自の文化活動があり、今後は新市としての文化活動の交流を進め、互いの歴史や文化を学び合うことが必要です。

学校施設については、今後耐震性の向上や地域の均衡ある発展を図るための整備が必要です。

また、通学区域については、施設の効率的利用とともに、それぞれの地域性にも配慮した総合的な検討が必要です。

さらに、新市としての文化・スポーツ・レクリエーション拠点は、現有施設の有効利用や役割分担を含め、そのあり方を検討する必要があります。

¹首都圏の近郊緑地保全区域：首都圏近郊緑地保全法により、首都圏の近郊整備地帯（首都圏整備法による）の近郊緑地について、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定されるもの。利根川・菅生沼地域が指定されている。

(5) 産業・経済

1市1町は、つくば市と東京の間に位置し広域連携拠点都市に近接しています。農業については、基盤整備などによる生産性の向上や、大消費地に近いという利便性をいかせる取り組みが必要です。

商業では、周辺都市の大型商業施設との競合に対応する必要があります。

工業の振興では、広域道路網の整備やつくばエクスプレス開業、研究開発機能に近いという立地性をいかした企業誘致が課題です。

観光では、歴史・遺産などを中心に緑豊かで手近な観光スポットとしてのネットワーク化を図ると共にそのPRにはフィルムコミッション（FC）²の活動を有効に活用することが必要です。

(6) コミュニティ・住民自治

住民の生活圏が広域化し、行政のサービスエリアが大きくなる一方で、住民サービスはよりきめ細やかな対応が必要です。そのため、公共的なサービスばかりでなく、住民主体のサービスや行政との共同事業による柔軟なサービス提供などが課題となります。

こうした取り組みは、住民の生活実感における必要性から出発するものであり住民が主役のまちづくりです。具体的には行政と住民の協働事業のルール作りやNPO³等への支援、男女共同参画などの取り組みを通し、継続性の高い住民事業を育成することが必要です。

(7) 行財政

市町村合併によって、1市1町が行ってきた行政施策について、成果重視の効率的運営を工夫する必要があります。また、厳しい財政状況の中で、行政組織の再編強化を図るとともに、専門職員の確保・育成や組織体制にふさわしい人材の育成、電子自治体の構築、効率的行財政運営を進めることが重要です。

² フィルムコミッション（FC）：映画、テレビドラマ、CMなどのあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致し、実際のロケをスムーズに進めるための非営利公的機関のこと。

³ NPO：Non-Profit Organizationの略で、ボランティア団体や市民活動団体等の「非営利組織」を広く指す。株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体」のこと。